

西予市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月24日(木)午後1時30分から午後2時15分
2. 開催場所 西予市役所 5階大会議室
3. 出席委員 19名

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	志波 豊	○		2番	宇都宮久幸	○		3番	井上 一郎	○	
4番	泉原 猛男	○		5番	上甲 好文	○		6番	山岡 史朗	○	
7番	西森真一郎	○		8番	上杉 和博	○		9番	増田 隆	○	
10番	末光 則男	○		11番	三瀬 昇	○		12番	和家 稔	○	
13番	橋本 勝	○		14番	河野 昌博	○		15番	菊池マキ子	○	
16番	清家 純一	○		17番	五藤 忍	○		18番	沖野 泰	○	
19番	高岡 常夫	○		20番	井関 吉博	—	—	21番	武田 孝司	—	—
22番	平野 治	—	—	23番	柴田 翔	—	—	24番	西本 定義	—	—
25番	福井 純一	—	—	26番	金寄 長志	—	—	27番	大久保 卓	—	—
28番	宇都宮文隆	—	—	29番	谷口 誠	—	—	30番	松末 正	—	—
31番	平井 一清	—	—	32番	山内 正紀	—	—	33番	松浦 榮喜	—	—
34番	宇都宮幸紀	—	—	35番	越智 三英	—	—	36番	川上 栄子	—	—
37番	三好三智男	—	—	38番	松本 薫	—	—				

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第5号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第6号 西予農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第5 報告第7号 農地現況証明(農業用施設用地)について
- 日程第6 報告第8号 非農地現況証明について
- 日程第7 報告第9号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて
- 日程第8 議案第4号 空き家に付属した農地の区域設定について
- 日程第9 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第12 議案第8号 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程第13 議案第9号 西予市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について

6. 出席した事務局職員

事務局次長 和氣 右記 農地係長 橋本 欽司
主任 梶原 千生

7. 会議の概要

議事進行	規則により、志波 豊 農業委員会会長が議長を務めることに決定
日程第1 議事録署名人の 指名について	議長から指名：9番増田委員、10番末光委員に決定
日程第2 会期の決定につ いて	議長から提案：本日1日間に決定
日程第3 報告第5号 農地等の賃貸 借権及び使用 貸借権の合意 解約について	梶原主任が報告。報告内容は別紙議案書のとおり。
日程第4 報告第6号 西予農業振興 地域整備計画 の変更につい て	橋本農地係長が報告。報告内容は別紙議案書のとおり。
日程第5 報告第7号 農地現況証明 (農業用施設 用地)について	橋本農地係長が報告。報告内容は別紙議案書のとおり。
日程第6 報告第8号 非農地現況証 明について	橋本農地係長が報告。報告内容は別紙議案書のとおり。
日程第7 報告第9号 農地法第5条 第1項の規定 による許可の 取消しについ て	橋本農地係長が報告。報告内容は別紙議案書のとおり。
日程第8 議案第4号 空き家に付属	審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決。

した農地の区域設定について

【審議内容】

- 1 梶原主任が提案説明。説明内容は別紙議案書のとおり。
- 2 地区担当農地利用最適化推進委員が報告。報告概要は以下のとおり。
- 3 審議

番号	報告者	報告概要	申請地の判断
1	30番 松末委員 (16番 清家委員 代理報告)	現地確認日: 2月21日 現地確認者: 松末委員、清家委員 申請地の状況 ・過去1年以上耕作が行われていない ・草刈り等の維持管理が行われている ・類似農地と比べ、まばらに栽培されている	遊休農地

日程第9
議案第5号
農地法第3条
の規定による
許可申請について

審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決。

【審議内容】

- 1 梶原主任が提案説明。説明内容は別紙議案書のとおり。
- 2 地区担当農地利用最適化推進委員が報告。報告概要は以下のとおり。
- 3 審議 ※整理番号1番審議時に7番西森委員退席（議事参与の制限のため）
※審議終了後、入室。

番号	報告者	報告概要	許可要件
1	34番 宇都宮委員 (9番 増田委員 代理報告)	現地確認日: 2月17日 現地確認者: 宇都宮委員、増田委員 取得目的: 経営規模拡大のため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・下限面積を超えている ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農へ影響なし	満たす
2	35番 越智委員 (14番 河野委員 代理報告)	現地確認日: 2月18日 現地確認者: 越智委員、河野委員 貸借目的: 経営規模拡大のため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・下限面積を超えている ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農へ影響なし	満たす

番号	報告者	報告概要	許可要件
3	35番 越智委員 (14番 河野委員 代理報告)	<p>現地確認日:2月18日 現地確認者:越智委員、河野委員 取得目的:経営規模拡大のため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・下限面積を超えている ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農へ影響なし</p>	満たす
4	20番 井関委員 (13番 橋本委員 代理報告)	<p>現地確認日:2月20日 現地確認者:井関委員、橋本委員 取得目的:経営規模拡大のため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・下限面積を超えている ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農へ影響なし</p>	満たす
5	20番 井関委員 (13番 橋本委員 代理報告)	<p>現地確認日:2月20日 現地確認者:井関委員、橋本委員 取得目的:経営規模拡大のため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・下限面積を超えている ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農へ影響なし</p>	満たす
6	23番 柴田委員 (11番 三瀬委員 代理報告)	<p>現地確認日:2月20日 現地確認者:柴田委員、三瀬委員 取得目的:経営規模拡大のため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・下限面積を超えている ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農へ影響なし</p>	満たす

番号	報告者	報告概要	許可要件
7	31番 平井委員 (17番 五藤委員 代理報告)	<p>現地確認日:2月21日 現地確認者:平井委員、五藤委員 取得目的:経営規模拡大のため</p> <p>許可要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・下限面積を超えている ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農へ影響なし 	満たす
8	33番 松浦委員 (3番 井上委員 代理報告)	<p>現地確認日:2月20日 現地確認者:松浦委員、井上委員 取得目的:経営規模拡大のため</p> <p>許可要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・下限面積を超えている ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農へ影響なし 	満たす
9	33番 松浦委員 (3番 井上委員 代理報告)	<p>現地確認日:2月20日 現地確認者:松浦委員、井上委員 取得目的:経営規模拡大のため</p> <p>許可要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・下限面積を超えている ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農へ影響なし 	満たす
10	32番 山内委員 (1番 志波委員 代理報告)	<p>現地確認日:2月23日 現地確認者:山内委員、志波委員 取得目的:経営規模拡大のため</p> <p>許可要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・下限面積を超えている ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農へ影響なし 	満たす

日程第10
議案第6号
農地法第5条
第1項の規定
による許可申
請について

審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決。

【審議内容】

- 1 橋本農地係長が提案説明。説明内容は別紙議案書のとおり。
- 2 地区担当農業委員が報告。報告概要は以下のとおり。
- 3 審議 ※整理番号6番審議時に13番橋本委員退席（議事参与の制限のため）
※審議終了後、入室。

番号	報告者	報告概要	不許可要件
1	10番 末光委員	<p>現地確認日：2月21日 現地確認者：末光委員、福井委員 取得目的：自己住宅にするため 不許可要件 ・雨水は東側水路へ排水し、生活排水は農業用集落排水に接続する計画のため、周辺農業への影響なし</p>	該当しない
2	16番 清家委員	<p>現地確認日：2月21日 現地確認者：清家委員、松末委員 取得目的：養鶏施設にするため 不許可要件 ・申請地は牧場の跡地であり、建設にあたり部落の代表者と相談しているため、周辺農業への支障なし 特記事項 ・始末書の提出あり</p>	該当しない
3	14番 河野委員	<p>現地確認日：2月18日 現地確認者：河野委員、越智委員 取得目的：集合住宅にするため 不許可要件 ・周辺に農地がないため、周辺農業への支障なし</p>	該当しない
4	14番 河野委員	<p>現地確認日：2月18日 現地確認者：河野委員、越智委員 取得目的：自己住宅にするため 不許可要件 ・周辺に農地がないため、周辺農業への支障なし</p>	該当しない

番号	報告者	報告概要	不許可要件
5	8番 上杉委員	現地確認日:2月16日 現地確認者:上杉委員、松本委員 取得目的:宅地造成を行うため 不許可要件 ・周辺農業への支障なし	該当しない
6	11番 三瀬委員	現地確認日:2月20日 現地確認者:三瀬委員、柴田委員 取得目的:自己住宅にするため 不許可要件 ・周辺農地に桑畑があるが、耕作者に了承を得ているため、周辺農業への支障なし	該当しない

日程第11
議案第7号
農用地利用集積計画の決定
について

日程第12
議案第8号
農地移動適正化あっせん委員の指名について

日程第13
議案第9号
西予市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について

審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決。

【審議内容】

- 1 和氣事務局次長が提案説明。説明内容は別紙議案書のとおり。
- 2 審議 ※審議時に4番泉原委員、10番末光委員、14番河野委員、16番清家委員退席（議事参与の制限のため）
※審議終了後、入室。

審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決。

【審議内容】

- 1 梶原主任が提案説明。説明内容は別紙議案書のとおり。
- 2 審議

審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決。

【審議内容】

- 1 梶原主任が提案説明。説明内容は別紙議案書のとおり。
- 2 審議

西予市農業委員会 2月定例会議案

日 時 令和4年2月24日（木）午後1時30分 ～

場 所 西予市役所 本庁舎 5階 大会議室

西予市農業委員会 2月定例会日程

1 開 会

1 会長招集あいさつ

1 欠席委員及び遅延委員の報告

1 議 事 日 程

日程第1	議事録署名委員の指名について	
日程第2	会期の決定について	
日程第3	報告第5号	農地等の貸借権及び使用貸借権の合意解約について (10件)
日程第4	報告第6号	西予農業振興地域整備計画の変更について (3件)
日程第5	報告第7号	農地現況証明(農業用施設用地)について (1件)
日程第6	報告第8号	非農地現況証明について (2件)
日程第7	報告第9号	農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて (1件)
日程第8	議案第4号	空き家に付属した農地の区域設定について (1件)
日程第9	議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について (10件)
日程第10	議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について (6件)
日程第11	議案第7号	農用地利用集積計画の決定について (130件)
日程第12	議案第8号	農地移動適正化あっせん委員の指名について (1件)
日程第13	議案第9号	西予市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について

1 そ の 他

1 閉 会

このことについて、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、農地法の規定により知事の許可(農業委員会の許可権限に属するものについては、農業委員会の許可)を得るため農業委員会の意見を付し、知事に進達しようとするものであり、農業委員会等に関する法律の規定により、農業委員会の議決を求める。

令和4年2月24日提出

提出者 西予市農業委員会 会長 志波 豊

農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について

令和4年2月24日提出

番号	貸 借 人		土 地 の 表 示				権利別	根拠法令	備考
	住所	氏名	所在	地番	地目	面積(m ²)			
1							賃借権	農業経営基盤強化促進法	
2							賃借権	農業経営基盤強化促進法	
3							賃借権	農業経営基盤強化促進法	
4							賃借権	農業経営基盤強化促進法	
5							賃借権	農業経営基盤強化促進法	
6							賃借権	農業経営基盤強化促進法	
7							賃借権	農業経営基盤強化促進法	
8							賃借権	農業経営基盤強化促進法	

番号	貸 借 人		土 地 の 表 示				権利別	根拠法令	備考
	住所	氏名	所在	地番	地目	面積(m ²)			
9							賃借権	農業経営基盤強化促進法	
10							賃借権	農業経営基盤強化促進法	

報告第6号

西予農業振興地域整備計画の変更について

令和4年2月24日提出

番号	申 請 人		土 地 の 表 示				変 更 の 理 由	変更の種類	備考
	住所	氏名	所在	地番	地目	面積(m ²)			
1							耕作条件の悪い生産性の低い農地であり、耕作が困難となったため植林したい。	農用地区域から除外	
2							耕作条件の悪い生産性の低い農地であり、耕作が困難となったため植林したい。	農用地区域から除外	
3							山林に近く鳥獣被害も多い耕作条件の低い農地であるため、山林として管理したい。	農用地区域から除外	

報告第7号

農地現況証明(農業用施設用地)について

令和4年2月24日提出

番号	申請人		土地の表示			現況地目	備考
	住所	氏名	所在地番	地目	面積(m ²)		
1						農業用施設	R4. 2. 3 証明

報告第8号

非農地現況証明について

令和4年2月24日提出

番号	申請人		土地の表示			現況地目	備考
	住所	氏名	所在地番	地目	面積(m ²)		
1						山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林	R4. 1. 13証明
2							

報告第 9 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消しについて

令和4年2月24日提出

番号	渡 人		土 地 の 表 示				取 消 の 理 由	申請条別	備 考 (許可番号等)
	住 所	氏 名	所 在	地 番	地 目	面 積 (㎡)			
1							受人を連名で申請し直すため	5条申請 R3. 11. 5	令和3年12月15日 南局農振(地5) 第 164 号

議案第 4 号

空き家に付属した農地の区域設定について

令和 4 年 2 月 24 日 提出

番号	申 請 人		土 地 の 表 示				推進委員 農業委員
	住 所	氏 名	所 在	地 番	地 目	面 積(㎡)	
1							30番委員 16番委員

議案第 5 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について

令和 4 年 2 月 24 日 提出

番号	渡 人		土 地 の 表 示				権利別	耕作面積 (㎡)	通作距離又は 時間	稼働力	推進委員 農業委員 意見決定
	住 所	氏 名	所 在	地 番	地 目	面 積 (㎡)					
1							所有権移転 (贈与)	25, 263	5m	2	34番委員 9番委員

番号	渡	人	土地の表示				権利別	耕作面積 (㎡)	通作距離又は時間	稼働力	推進委員 農業委員
	住所	氏名	所在	地番	地目	面積 (㎡)					意見決定
2							使用貸借権 設定 (10年)	4,142	80km	2	35番委員 14番委員
3							所有権移転 (贈与)	3,464	12km	2	35番委員 14番委員
4							所有権移転 (売買)	6,435	1km	2	20番委員 13番委員
5							所有権移転 (売買)	7,103	50m	1	20番委員 13番委員

番号	渡 人 氏 名		土 地 の 表 示				権利別	耕作面積 (㎡)	通作距離又は 時間	稼働力	推進委員 農業委員
	住所 受	住所 氏 名	所在	地 番	地目	面積 (㎡)					意見決定
6							所有権移転 (売 買)	4, 225	3分	1	23番委員 11番委員
7							所有権移転 (売 買)	43, 930	20m	3	31番委員 17番委員
8							所有権移転 (売 買)	26, 333	2km	2	33番委員 3番委員
9							所有権移転 (売 買)	13, 414	3. 5km	3	33番委員 3番委員
10							所有権移転 (売 買)	19, 997	5分	1	32番委員 1番委員

議案第6号

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

令和4年2月24日提出

番号	渡 人 氏 名		土 地 の 表 示				転用の理由	権利別	施設の名 称と面積	農業委員 推進委員
	住所 受	住所 氏 名	所在	地 番	地目	面積 (㎡)				意見決定
1							現在は借家住まいですが、子供が成長し手狭となったため、申請地を譲り受け自己住宅を建築したい。	所有権移転 (売 買)	自己住宅 42.56㎡	10番委員 25番委員

番号	渡 人 氏 名		土 地 の 表 示				転 用 の 理 由	権 利 別	施設の名 称と面積	農業委員 推進委員 意見決定
	住 所 受 人 氏 名	住 所 氏 名	所 在	地 番	地 目	面 積 (㎡)				
2							受人は現在大洲市にて養鶏場を営んでいますが、今回規模拡大を考えており、感染症防疫や経営戦略上望ましい申請地および周辺を譲り受け、養鶏場を建設したい。	所有権移転 (売 買)	養鶏施設 鶏舎6棟 8668.04㎡ 付帯施設あり	16番委員 30番委員
3							JRの駅や、スーパー病院等がある住環境の良い申請地を譲り受け、集合住宅を建設したい。	所有権移転 (売 買)	集合住宅 2棟 354.45㎡	14番委員 35番委員
4							受人は現在賃貸住宅に居住しています。家族が増え手狭となったため、申請地を譲り受け、自己住宅を建築したい。	所有権移転 (売 買)	自己住宅 64.79㎡	14番委員 35番委員
5							家畜保健衛生所移転計画により、当該事務所を建設するにあたり、申請地を譲り受け、前もって市にて宅地造成を行う。	所有権移転 (売 買)	宅地造成 4713㎡	8番委員 38番委員
6							現在は2階建ての住宅に居住していますが、高齢となり急な階段等の移動が大変なため、申請地を譲り受け、バリアフリー住宅を建築したい。	所有権移転 (売 買)	自己住宅 119.08㎡	11番委員 23番委員

各筆明細 (別紙)

○申請地一覧

番号	所有者	土地の表示			
		所在	地番	地目	面積(m ²)
2					

番号	所有者	土地の表示			
		所在	地番	地目	面積(m ²)
2					

○一体利用地一覧

番号	所有者	土地の表示			
		所在	地番	地目	面積(m ²)
2					

番号	所有者	土地の表示			
		所在	地番	地目	面積(m ²)

○用途廃止払下げ部分

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

議案第7号

西予市農用地利用集積計画の決定について

別冊の西予市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により審議要請がありましたので議決を求める。

令和4年2月24日提出

提案者 西予市農業委員会 会長 志波 豊



西予農発第1011号

西予市農用地利用集積計画を別冊のとおり定めたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により議決を求める。

令和4年2月9日

西予市長 管家 一 夫



西予市農業委員会

会長 志波 豊 様



(No. 1)

農用地利用集積計画表 (2月)

西予市

番号	住所地	利用権の設定をする者の氏名	住所地	利用権の設定を受ける者の氏名	年齢	経営状況 m ²	認定 農業者	利用権の種類	利用権設定の 面積 (m ²)	筆数	始 期	終 期	借 賃 10a当り	備 考
1						39,815	○	使用貸借	4,179	5	R4.4.1	R14.3.31	-	再設定
2						35,559	-	賃 借	1,976	3	R4.3.1	R19.2.28	全体30kg	新 規
3						35,559	-	賃 借	7,701	1	R4.3.1	R19.2.28	全体30kg	新 規
4						4,297	-	使用貸借	4,297	2	R4.4.1	R6.3.31	-	再設定
5						42,281	○	使用貸借	1,149	1	R4.4.1	R14.3.31	-	再設定
6						42,281	○	使用貸借	2,327	5	R4.4.1	R14.3.31	-	再設定
7						39,230	○	賃 借	5,330	5	R4.4.1	R34.3.31	全体30,000円	再設定
8						11,866	-	賃 借	1,723	2	R4.3.1	R9.2.28	全体1.5俵、2,000円	新 規
9						10,565	-	賃 借	1,953	1	R4.4.1	R9.3.31	1.5俵	新 規
10						201,667	○	賃 借	2,519	3	R4.4.1	R9.3.31	全体3.5俵	再設定
11						29,590	-	賃 借	9,932	3	R4.3.1	R9.2.28	1.5俵	再設定
12						136,030	○	賃 借	3,086	1	R4.4.1	R9.3.31	2俵	再設定
13						201,667	○	賃 借	15,274	4	R4.4.1	R9.3.31	2俵	再設定
14						26,185	-	賃 借	6,817	8	R4.4.1	R5.3.31	1俵	再設定
15						18,410	-	賃 借	5,423	6	R4.4.1	R7.3.31	1俵	新 規
16						183,240	○	賃 借	13,408	7	R4.4.1	R7.3.31	2俵	再設定
17						183,240	○	賃 借	1,261	1	R4.4.1	R9.3.31	2俵	再設定
18						183,240	○	賃 借	2,961	3	R4.3.1	R13.4.30	1.5俵	新 規
19						183,240	○	賃 借	10,271	5	R4.3.1	R14.2.28	1.5俵	新 規
20						183,240	○	賃 借	5,044	2	R4.3.1	R14.2.28	1.5俵	新 規
計	20 件	19 人		13 人			6人		106,631	68				

農用地利用集積計画表 (2 月)

(No. 2)

西 予 市

番号	住所地	利用権の設定をする者の氏名	住所地	利用権の設定を受ける者の氏名	年齢	経営状況 ㎡	認定 農業者	利用権の種類	利用権設定の 面積 (㎡)	筆数	始 期	終 期	借 賃 10a当り	備 考
21						220,676	○	賃 借	5,724	3	R4.4.1	R9.3.31	2俵	再設定
22						220,676	○	賃 借	600	1	R4.4.1	R9.3.31	2俵	再設定
23						220,676	○	賃 借	3,489	4	R4.4.1	R9.3.31	1.5俵	再設定
24						220,676	○	賃 借	1,874	3	R4.4.1	R9.3.31	1.5俵	再設定
25						220,676	○	使用貸借	2,442	4	R4.4.1	R9.3.31	-	再設定
26						220,676	○	賃 借	4,737	8	R4.4.1	R9.3.31	全体4俵	再設定
27						220,676	○	使用貸借	844	2	R4.4.1	R9.3.31	-	新 規
28						220,676	○	賃 借	2,434	3	R4.4.1	R9.3.31	2俵	再設定
29						139,908	○	賃 借	4,114	1	R4.3.31	R14.3.31	2俵	再設定
30						19,741	-	賃 借	5,572	2	R4.3.1	R24.2.28	1.5俵	再設定
31						30,244	-	賃 借	9,866	4	R4.3.1	R9.2.28	1.5俵	新 規
32						44,364	-	賃 借	2,654	1	R4.4.1	R9.3.31	1.5俵	再設定
33						17,751	-	賃 借	9,372	3	R4.4.1	R7.3.31	10,000円	再設定
34						135,749	○	賃 借	5,093	2	R4.4.1	R9.3.31	1.5俵	再設定
35						135,749	○	賃 借	8,365	6	R4.4.1	R9.3.31	1俵	再設定
36						135,749	○	賃 借	9,777	1	R4.3.1	R9.2.28	1.5俵	新 規
37						55,335	○	賃 借	2,133	1	R4.4.1	R9.3.31	1.5俵	再設定
38						37,872	○	賃 借	3,900	1	R4.4.1	R14.3.31	1.5俵	新 規
39						45,535	-	賃 借	6,677	1	R4.4.1	R14.3.31	18,000円	新 規
40						45,535	-	賃 借	10,480	2	R4.4.1	R14.3.31	18,000円	新 規
計	20 件	18 人		10 人			5人		100,147	53				

(No. 3)

農用地利用集積計画表 (2月)

西予市

番号	住所地	利用権の設定をする者の氏名	住所地	利用権の設定を受ける者の氏名	年齢	経営状況 ㎡	認定 農業者	利用権の種類	利用権設定の 面積(㎡)	筆数	始 期	終 期	借 賃 10a当り	備 考
41						45,535	-	賃借	7,803	2	R4.4.1	R14.3.31	18,000円	新規
42						45,535	-	賃借	5,761	2	R4.4.1	R14.3.31	18,000円	新規
43						45,535	-	賃借	8,971	1	R4.4.1	R14.3.31	18,000円	新規
44						138,312	○	賃借	3,223	3	R4.4.1	R9.3.31	1俵	再設定
45						138,312	○	賃借	6,935	5	R4.4.1	R9.3.31	1俵	再設定
46						138,312	○	賃借	4,238	3	R4.4.1	R9.3.31	1俵	再設定
47						138,312	○	賃借	5,209	3	R4.4.1	R9.3.31	1俵	再設定
48						138,312	○	賃借	9,061	9	R4.4.1	R9.3.31	1俵	再設定
49						138,312	○	賃借	3,052	4	R4.4.1	R9.3.31	1俵	再設定
50						138,312	○	賃借	1,590	1	R4.4.1	R7.3.31	2俵	新規
51						138,312	○	賃借	11,691	6	R4.4.1	R9.3.31	1俵	新規
52						138,312	○	賃借	2,332	1	R4.4.1	R9.3.31	1俵	新規
53						138,312	○	賃借	1,570	1	R4.4.1	R9.3.31	1俵	新規
54						138,312	○	賃借	2,046	3	R4.4.1	R9.3.31	1俵	新規
55						138,312	○	賃借	829	1	R4.4.1	R9.3.31	1俵	新規
56						138,312	○	賃借	1,822	3	R4.4.1	R9.3.31	1俵	再設定
57						18,071	-	賃借	1,845	2	R4.4.1	R9.3.31	1俵	再設定
58						115,146	○	賃借	5,498	5	R4.4.1	R9.3.31	16,000円	再設定
59						115,146	○	賃借	4,091	8	R4.4.1	R9.3.31	16,500円	再設定
60						115,146	○	賃借	6,228	9	R4.4.1	R9.3.31	15,000円	再設定
計	20 件	18 人		3 人			2人		93,795	72				

農用地利用集積計画表 (2 月)

(No. 4)

西 予 市

番号	住所地	利用権の設定をする者の氏名	住所地	利用権の設定を受ける者の氏名	年齢	経営状況 ㎡	認定 農業者	利用権の種類	利用権設定の 面積 (㎡)	筆数	始 期	終 期	借 賃 10a当り	備 考
61						115,146	○	賃 借	3,219	2	R4.4.1	R9.3.31	1.5俵	再設定
62						115,146	○	賃 借	8,650	9	R4.4.1	R9.3.31	15,000円	再設定
63						115,146	○	賃 借	1,308	1	R4.4.1	R9.3.31	15,000円	再設定
64						115,146	○	賃 借	5,792	4	R4.4.1	R9.3.31	18,000円	再設定
65						115,146	○	賃 借	9,481	9	R4.4.1	R9.3.31	15,000円	再設定
66						115,146	○	賃 借	4,353	8	R4.4.1	R9.3.31	1.25俵	再設定
67						115,146	○	賃 借	1,155	1	R4.4.1	R9.3.31	1俵	再設定
68						115,146	○	賃 借	1,003	2	R4.4.1	R9.3.31	1俵	再設定
69						115,146	○	賃 借	1,080	1	R4.4.1	R9.3.31	15,000円	再設定
70						115,146	○	賃 借	1,604	2	R4.4.1	R9.3.31	全体2俵	再設定
71						23,165	○	賃 借	4,198	5	R4.4.1	R7.3.31	1.5俵	新 規
72						23,165	○	賃 借	5,373	6	R4.4.1	R7.3.31	1.5俵	新 規
73						40,782	○	賃 借	5,753	2	R4.4.1	R9.3.31	25,000円	再設定
74						40,782	○	賃 借	3,959	1	R4.4.1	R9.3.31	20,000円	再設定
75						40,782	○	賃 借	3,827	1	R4.4.1	R9.3.31	20,000円	再設定
76						133,552	○	賃 借	349	1	R4.4.1	R14.3.31	2俵	再設定
77						134,910	○	賃 借	1,960	1	R4.4.1	R11.3.31	1.5俵	再設定
78						134,910	○	賃 借	3,706	5	R4.4.1	R7.3.31	1.5俵	再設定
79						134,910	○	賃 借	1,395	2	R4.4.1	R14.3.31	全体3.5俵	再設定
80						134,910	○	賃 借	2,564	1	R4.4.1	R14.3.31	2俵	新 規
計	20 件	18 人		3 人			3人		70,729	64				

(No. 5)

農用地利用集積計画表 (2月)

西予市

番号	住所地	利用権の設定をする者の氏名	住所地	利用権の設定を受ける者の氏名	年齢	経営状況 m ²	認定 農業者	利用権の種類	利用権設定の 面積 (m ²)	筆数	始 期	終 期	借 賃 10a当り	備 考
81						134,910	○	賃 借	415	1	R4. 4. 1	R14. 3. 31	2俵	再設定
82						134,910	○	賃 借	3,911	2	R4. 4. 1	R14. 3. 31	2俵	新 規
83						134,910	○	賃 借	2,395	2	R4. 4. 1	R14. 3. 31	全体3.5俵	新 規
84						196,246	○	賃 借	3,845	1	R4. 4. 1	R14. 3. 31	2俵	再設定
85						196,246	○	賃 借	3,679	2	R4. 4. 1	R14. 3. 31	2俵	再設定
86						196,246	○	賃 借	523	1	R4. 4. 1	R9. 3. 31	2俵	再設定
87						196,246	○	賃 借	8,049	2	R4. 4. 1	R9. 3. 31	2俵	再設定
88						196,246	○	賃 借	4,157	1	R4. 4. 1	R14. 3. 31	2俵	再設定
89						196,246	○	賃 借	4,277	1	R4. 4. 1	R14. 3. 31	2俵	再設定
90						196,246	○	賃 借	3,474	1	R4. 4. 1	R14. 3. 31	0.75俵	再設定
91						16,378	-	賃 借	9,139	5	R4. 3. 1	R10. 2. 28	1俵	新 規
92						15,850	-	賃 借	4,026	1	R4. 4. 1	R14. 3. 31	全体50,000円	再設定
93						168,572	○	賃 借	4,077	4	R4. 4. 1	R9. 3. 31	1俵	再設定
94						168,572	○	賃 借	3,413	4	R4. 4. 1	R9. 3. 31	1俵	再設定
95						168,572	○	賃 借	9,083	5	R4. 4. 1	R9. 3. 31	全体60,000円	再設定
96						168,572	○	賃 借	10,229	10	R4. 4. 1	R9. 3. 31	1俵	再設定
97						76,770	○	賃 借	6,537	2	R4. 4. 1	R14. 3. 31	2俵	再設定
98						249,466	○	賃 借	1,839	3	R4. 4. 1	R14. 3. 31	全体16,000円	再設定
99						249,466	○	賃 借	1,077	2	R4. 4. 1	R14. 3. 31	全体8,000円	再設定
100						11,180	-	賃 借	2,090	2	R4. 4. 30	R10. 4. 30	1俵	再設定
計	20 件	18 人		7 人			4人		86,235	52				

農用地利用集積計画表 (2 月)

(No. 6)

西 予 市

番号	住所地	利用権の設定をする者の氏名	住所地	利用権の設定を受ける者の氏名	年齢	経営状況 ㎡	認定 農業者	利用権の種類	利用権設定の 面積 (㎡)	筆数	始 期	終 期	借 賃 10a当り	備 考
101						9,766	-	賃 借	6,736	6	R4.4.1	R9.3.31	1俵	新 規
102						15,935	-	賃 借	4,866	2	R4.4.1	R9.3.31	1俵	再設定
103						23,704	○	賃 借	779	1	R4.3.1	R9.3.31	1俵	新 規
104						9,116	-	賃 借	1,059	2	R4.3.1	R9.3.1	1俵	新 規
105						138,312	○	賃 借	4,405	6	R4.4.1	R9.3.31	全体4俵	再設定
106						138,312	○	賃 借	863	1	R4.4.1	R7.3.31	全体1,000円	再設定
107						138,312	○	賃 借	925	2	R4.4.1	R9.3.31	1俵	新 規
108						138,312	○	賃 借	769	1	R4.4.1	R14.3.31	0.5俵	新 規
109						138,312	○	賃 借	484	1	R4.4.1	R14.3.31	0.5俵	新 規
110						138,312	○	賃 借	719	2	R4.4.1	R14.3.31	0.5俵	新 規
111						26,014	○	賃 借	2,011	1	R4.4.1	R9.3.31	10,000円	新 規
112						23,319	○	使用貸借	1,649	2	R4.3.1	R9.2.28	-	新 規
113						37,854	-	賃 借	1,677	1	R4.4.1	R14.3.31	0.5俵	再設定
114						37,854	-	賃 借	4,277	2	R4.4.1	R9.3.31	0.5俵	新 規
115						12,623	-	賃 借	1,002	2	R4.4.1	R9.3.31	0.5俵	再設定
116						20,689	-	賃 借	3,455	2	R4.3.1	R9.2.28	全体2俵	再設定
117						20,689	-	賃 借	2,642	3	R4.4.1	R9.3.31	全体2俵	再設定
118						22,109	-	使用貸借	4,000	9	R4.4.1	R14.3.31	-	新 規
119						14,521	-	賃 借	4,462	6	R4.5.1	R14.4.30	24,000円	再設定
120						2,818	-	賃 借	1,246	1	R4.4.1	R7.3.31	10,000円	再設定
計	20 件	19 人		12 人			3人		48,026	53				

(No. 7)

農用地利用集積計画表 (2月)

西予市

番号	住所地	利用権の設定をする者の氏名	住所地	利用権の設定を受ける者の氏名	年齢	経営状況 ㎡	認定 農業者	利用権の種類	利用権設定の 面積 (㎡)	筆数	始 期	終 期	借 賃 10a当り	備 考
121						6,580	-	使用貸借	3,447	1	R4.3.1	R9.2.28	-	新規
122						71,398	-	賃 借	2,275	2	R4.4.1	R12.3.31	全体24,000円	再設定
123						71,398	-	賃 借	454	1	R4.4.1	R12.3.31	全体25,000円	再設定
124						71,398	-	賃 借	5,072	1	R4.4.1	R12.3.31	全体25,000円	再設定
125						7,605	-	賃 借	1,603	1	R4.4.1	R9.3.31	全体1俵	再設定
126						205,820	○	賃 借	1,517	3	R4.3.1	R24.2.28	5,000円	新規
127						12,368	-	賃 借	1,478	1	R4.4.1	R7.3.31	全体1俵	再設定
計	7 件	7 人		5 人			1人		15,846	10				
小計	127 件	117 人		53 人			24人		521,409	372			再設定85件、新規42件	

番号	住所地	所有権の移転をする者の氏名	住所地	所有権の移転を受ける者の氏名	年齢	経営状況 ㎡	認定 農業者	所有権の種類	所有権移転の 面積 (㎡)	筆数	移転時期	引渡時期	対 価	備 考
1						21,747	○	贈 与	435	2	R4.3.1	R4.3.20		
2						196,246	○	売 買	2,395	1	R4.3.1	R4.3.20		
3						16,840	○	贈 与	638	2	R4.3.1	R4.3.20		
小計	3 件	3 人		3 人			2人		3,468	5				
合計	130 件	120 人		56 人			26人		524,877	377				

※各表の計及び合計は、重複した人数や中間管理機構を通じた設定面積を除いた数値となっています。

議案第8号

農地移動適正化あっせん委員の指名について

令和4年2月24日提出

番号	申出人		土地の表示				権利別	申出の理由	斡旋委員(案)
	住所	氏名	所在	地番	地目	面積(m ²)			
95	[REDACTED]						売買	農地を相続したが、農業を営んでいないため耕作できない。	斡旋委員 23番柴田 翔

西予市農業委員会農地移動適正化あっせん基準（案）

令和〇〇年〇〇月〇〇日制定

（目的）

第1条 この基準は、農業委員会が農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第2項の規定に基づき、農用地区域内の農用地等について、その農用地等の農業上の利用を確保するため、所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあっせん（以下「あっせん」という。）を行うに必要な事項を定め、もってその農用地等に関する権利の取得が農業振興地域整備計画に基づき農業経営規模の拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この基準において「農業振興地域」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。

2 この基準において「農用地等」とは、農振法第3条に規定する農用地等（当該農用地等とすることが適当な土地を含む）をいう。

3 この基準において「農業振興地域整備計画」とは、農振法第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画をいう。

4 この基準において「農業振興地域」とは、農振法第6条に規定する農業振興地域をいう。

5 この基準において「農地中間管理機構」とは、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。

6 この基準において「農業協同組合等」とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人又は農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第3号に規定する法人をいう。

7 この基準において「農地所有適格法人」とは、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。

8 この基準において「常時従事者」とは、農地法第2条第3項第2号に規定する常時従事者をいう。

9 この基準において「農業用施設用地」とは、農振法第3条第4号に規定する農業用施設用地（当該農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）をいう。

（あっせんを行う農用地等）

第3条 あっせんは、農用地区域内にある農用地等について行うものとする。ただし、農用地等の交換のあっせんの場合であって、その交換に係る農

用地等のいずれか一方が農業振興地域内の農用地区域外にある場合は、農業振興地域内の農用地等について行うことができるものとする。

(農用地等の権利を取得させるべき者)

第4条 あっせんにより農用地等の権利を取得させるべき者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 農業を営む者（次に掲げる要件をすべて満たしている者に限る。）

ア その農業経営におけるその農用地等の権利の取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農地所有適格法人の営む経営に供される場合にあつては、その経営面積をその法人の常時従事者たる構成員に属する世帯の数で除して得た面積。その経営面積に係る土地が養豚経営、養鶏経営又は肉用牛肥育経営に供される場合にあつては、飼養規模。以下同じ。）が、権利を取得させるべき者が新規就農希望者である場合を除き、その農用地等の所在する地域に係る別表1の基準面積（その基準面積に係る土地が養豚経営、養鶏経営又は肉用牛肥育経営に供される場合にあつては、基準飼養規模。以下同じ。）を超えるものであること。

ただし、その農用地等の権利の取得が交換による場合にあつては、少なくとも、いずれか一方の農用地等の権利を取得する者（その交換に係る一方の農用地等が農用地区域外にある場合にあつては、農用地区域内の農用地等の権利を取得する者）の農用地等の権利の取得後の経営面積が、別表1の基準面積を超えるものであること。

イ その農業経営の資本装備が、農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。

ウ その者が権利を取得する農用地等をその農用地等の所在する地域に係る農業振興地域整備計画において定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。

(2) 農地中間管理機構（農地の保有合理化に著しく寄与すると認められる場合に限る。）

(3) 農業者年金基金（その農用地等が離農希望者に係るものである場合に限る。）

(4) 農業協同組合等（その農用地等が、農業用施設用地であつて農業者の共同利用に供されるものと認められる場合に限る。）

(あっせんの順位)

第5条 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんの順位は、次の各号に掲げるところにより定めるものとする。

(1) 農業を営む者を第1順位（次号から第4号に掲げる場合を除く。）とする。この場合、認定農業者（（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下、「基盤強化法」という。）第12条第1項の規定による認定を受けた者をいう。）又は認定新規就農者（基盤強化法第14条の4第1項の規定による認定を受けた者をいう。））を優先してあっせんする。農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者が2人以上いる場合における優先順位は、次に掲げる事項を総合勘案して定めるものとする。ただし、農業構造の改善に資する事業又は、農業基盤の整備に資する事業等（以下、「農地利用効率化等支援交付金等」という。）の計画に基づきあっせんを行う場合は、当該計画において育成しようとする農

業経営を行おうとする者を優先することができるものとする。

- ア 農用地等の権利の取得後における経営面積と別表2の経営規模拡大目標経営面積（その農用地等の権利の取得が養豚経営又は養鶏経営若しくは肉用牛経営に係る農業用施設用地である場合にあっては、経営規模拡大目標飼養規模。以下同じ。）との格差が小さいこと。
 - イ 農業振興地域整備計画又は農地利用効率化等支援交付金等において育成しようとする農業経営を行おうとする者であると認められること。
 - ウ その農用地等の位置その他利用条件からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができるものと認められること。
 - エ 農用地等の集団化に資する程度が最も大きいと認められること。
- (2) 農業を営む者にあっせんするよりも、農地中間管理機構にあっせんする方が、農地保有の合理化に著しく寄与すると認められる場合又は、農業を営む者に対するあっせんが不成立の場合（次号及び第4号に掲げる場合を除く。）は、農地中間管理機構にあっせんするものとする。
- (3) 農業を営む者に対するあっせんが不成立の場合であって、その農用地等が離農希望者の申出に係るものであり、かつ、農業者年金基金にあっせんすることが適当であると認められる場合は、農業者年金基金にあっせんするものとする。
- (4) 農業を営む者に対するあっせんが不成立の場合であって、その農用地等が農業用施設用地で農業者の共同利用に供することが適当であり、かつ、農業協同組合等にあっせんすることが適当であると認められる場合は、農業協同組合等にあっせんするものとする。

（あっせん譲受け等候補者名簿）

第6条 農業委員会は、様式第1号のあっせん譲受等候補者名簿（以下「名簿」という。）を整備し、農業を営む者からの名簿登録の申出及び農業委員会の日常活動による把握を基礎として、あっせんによる農用地等の売渡し、貸付け又は交換の相手方として適当と認められる候補者（あっせん基準に適合し、農業生産の中核的担い手になると見込まれる農業を営む者に限る。）を登録するものとする。

（あっせんの申出等）

第7条 農用地等のあっせんを受けようとする者（農地中間管理機構及び農業者年金基金を除く。）は、様式第2号の農用地等あっせん申出書により、農業委員会に申し出るものとする。

2 農地中間管理機構及び農業者年金基金は、その法人の定めるところにより、前項の申出をするものとする。

（あっせんの適否決定等）

第8条 農業委員会は、前条の規定による申出があったときは、次の各号に掲げるところによりその申出についてあっせんを行うことの適否を決定するものとする。

- (1) あっせんを行うことを適当とすべき申出は、次に掲げるとおりとする。

- ア 農用地等の所有者から農用地等の売渡し、貸付け又は交換の申出があった場合
- イ 名簿に登録されている者から農用地等の買受け又は、借受けの申出があった場合

(2) あっせんを行うことを適当としない申出は、次に掲げるとおりとする。

- ア 農用地等の所有者から農用地等の売渡し若しくは、貸付けの相手方を指定して申出があった場合
- イ あっせんの申出以前に既に実質的に契約を締結していると認められる場合
- ウ 不動産業者が介入していると認められる場合

2 農業委員会は、前条の規定により行うこととしたあっせんに直接関連して他の農用地等のあっせんを行う必要があると認めるときは、前項の規定に準じてその農用地等のあっせんを行うものとする。

(あっせんの相手方となるべき者の選定)

第9条 農業委員会は、前条の規定によりあっせんを行うことを適当と決定したときは、次の各号に定めるところにより相手方となるべき者を選定するものとする。

- (1) 前条第1項第1号アのあっせんについては、あっせんの相手方となるべき者の候補者を名簿の登録者の中から1名以上選定し、その者があっせん基準に適合することを確認の上、その者をあっせんの相手方となるべき者として選定するものとする。
- (2) 前条第1項第1号イのあっせんについては、当該申出者があっせん基準に適合することを確認の上、農用地等の権利移動の相手方となるべき者を選定するものとする。
- (3) 前条第2項のあっせんについては、あっせん基準に基づいて農用地等の権利移動の相手方となるべき者を選定するものとする。

(選定調書)

第10条 農業委員会は、様式第3号の選定調書に、第8条第1項第2号に規定するあっせんの対象として不適正な事実の有無の確認及び前条による農用地等の権利移動の相手方となるべき者の選定の経過を記載し、第7条の規定により提出されたあっせん申出書を添付するものとする。

(あっせん委員の指名等)

第11条 農業委員会は、農地利用最適化推進委員（農地利用最適化推進委員を委嘱していない場合は農業委員）のうちからあっせん委員1名以上を指名し、当該あっせん委員をしてその農用地等のあっせんを行わせるものとする。

2 あっせん委員は、この基準に定めるところに従い、共同して前項のあっせんを行うものとする。

(あっせん開始の通知等)

第12条 農業委員会は、あっせんを開始する場合は、第9条の規定により適当と決定したあっせんの申出をした者及びそのあっせんの相手となるべき者として選定した者に対して、様式第4号の農用地等あっせん開始通知により、その旨を通知するものとする。

(あっせん調書等の作成等)

第13条 あっせん委員は、そのあっせんが成立したときは、遅滞なく様式第5号のあっせん調書を作成して農業委員会に提出するものとする。

2 あっせん委員は、次に掲げる場合は、あっせんを中止し、遅滞なく様式第6号のあっせんてんまつ書を作成して農業委員会に提出するものとする。

- (1) そのあっせんが成立する見込みがないものと認めたとき
- (2) あっせんの対象として、不適当な事実があると認めたとき

(あっせんの打切り又は新たなあっせん)

第14条 農業委員会は、前条第2項第1号の規定によりあっせんてんまつ書の提出があったときは、そのあっせんの継続について適否を決定するものとし、そのあっせんを継続することを適当と決定した場合は、第9条の規定に準じて新たなあっせんの相手方となるべき者を選定してあっせんを行い、そのあっせんを打ち切ることと決定した場合及び前条第2項第2号の規定によりあっせんてんまつ書の提出があったときは、第12条の規定による通知をした者に対してその旨を通知するものとする。

2 前項に規定する新たなあっせんについては、第12条から前項までの規定を準用するものとする。

(あっせん証明書等)

第15条 農業委員会は、第13条第1項の規定によりあっせん調書の提出があったときにおいて、農用地等の権利移動の当事者の一方又は双方から、あっせん証明書の交付の申請があったときは、その者から契約書を提示させ、当該契約内容とあっせん調書との照合を行い、当該契約が当該あっせんに基づき成立したものであることを確認の上、あっせん証明書を交付するものとする。

2 農業委員会は、前項の規定によるあっせん証明書の交付後第8条第2項に規定するあっせんの対象として不適正な事実が判明したときは、あっせん証明書の交付の取消しを行うものとし関係機関にその旨通知するものとする。

(農地移動適正化あっせん台帳)

第16条 農業委員会は、第13条に規定するあっせん調書（選定調書を添付）とあっせんてんまつ書（選定調書を添付）を時系列的に整理して綴じ込んだ農地移動適正化あっせん台帳を整備するものとする。

(事前届出の勸奨)

第 17 条 農業委員会は、農業委員会の区域内の農業者等に対し、あっせんの趣旨、あっせん基準の周知徹底に努めるとともに、農業者等は農用地等の売渡し、貸付け、買受け、借受け、又は交換をしようとするときは、あらかじめ農業委員会に届け出るよう指導するものとする。

附 則

この基準は、愛媛県知事の認定のあった日から施行する。